

社会福祉法人 博栄会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 博栄会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び業務執行理事（以下「理事長等」という。）並びに理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

3 交通費の実費は、報酬の額に含めるものとする。

(監事の報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬は支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 交通費の実費は、報酬の額に含めるものとする。

(年間報酬総額)

第5条 この法人の全理事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

2 この法人の全監事及び苦情対応第三者委員の報酬総額は、年間15万円以内とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬は支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 交通費の実費は、報酬の額に含めるものとする。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

1. この規程は、平成29年6月24日より適用する。
2. 第5条の1項と2項の年間報酬総額を改定し、2019年7月1日より適用する。
3. 別表1(日額)の報酬額を改定し、2019年7月1日より適用する。

～ 役員報酬 ～

別表1 (日額)

名 称	報 酬	備 考
理事会出席報酬 (さいたま市在住)	5,000 円	
理事会出席報酬 (さいたま市以外在住)	7,000 円	
評議員会出席報酬 (さいたま市在住)	5,000 円	
評議員会出席報酬 (さいたま市以外在住)	7,000 円	
苦情対応第三者委員 (さいたま市在住)	5,000 円	
苦情対応第三者委員 (さいたま市以外在住)	7,000 円	

別表2

名 称	報 酬	備 考
監事監査指導報酬等 (日額)	10,000 円	
苦情対応第三者委員 (日額)	10,000 円	